

第4回 仙台市水道事業基本計画検討委員会 議事録

- 1 日 時 平成 21 年 6 月 29 日 (月) 10 : 00 ~ 11 : 40
- 2 場 所 市役所本庁舎 2 階 第 1 委員会室
- 3 出席委員 太田正委員長、石橋良信副委員長、小山かほる委員、
小林達子委員、西村修委員、間庭洋委員
- 4 事務局 水道局次長兼業務部長、給水部長、浄水部長、
業務部参事兼企画財務課長、業務部参事兼業務課長、総務課長
給水部参事兼配水管理課長、計画課長、浄水部主幹、施設課長、
給水装置課長
- 5 議 事
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ①基本理念と施策の体系について
 - ②施策の基本的方向性と主な取り組みについて
 - ③基本計画の推進体制について
 - (3) 今後の検討スケジュール
 - (4) 閉会

(1) 開 会

○石橋副委員長

太田委員長が遅れていらっしゃると思いますので、当座、議事の進行を務めさせていただきます。

(2) 議事

①基本理念と施策の体系について（資料 1）

○石橋副委員長

これまで 2 回にわたって、仙台市水道事業における現状と課題を議論してきましたが、これらの内容を踏まえまして、本日は計画の中核部分となります基本理念や施策体系、主な取り組み等について、事務局より原案を提示していただいた上で議論いただきたいと思っております。基本理念と施策体系について、事務局よりご説明願います。

○事務局

これまで 2 回にわたり、仙台市水道事業が抱えている現状と課題についてご議論をいただいたところですが、これに本委員会でもいただいたご意見などを踏まえ、局内で次の 10 年間の施策の方向性などについて検討してまいりました。本日は、平成 22 年度からの次期基本計画期間における主な取り組みなども含めてお示ししたいと考えております。今後、委員会でのご議論などを踏まえ修正等を行っていく予定ではございますが、まずは資料に沿って担当から事務局の原案をご説明申し上げたいと思います。

○事務局

(1 ページ)

「仙台市水道事業の現状と課題」ということで、基本理念をご説明する前段としまして、これまで触れました現状と課題について簡単に振り返らせていただきます。

まず、水需要につきまして、生活用の用途以外で水需要が減少してきたということをお示ししましたがけれども、減少傾向にある水需要、それに伴いまして料金収入についても減少傾向にあります。また、平成 20 年代で給水人口が減少に転じるという予測をお示いたしました。今後とも水需要については減少が見込まれる点を踏まえ、事業運営にあたっていく必要性を提示しております。

水源・水質につきましてご説明します。仙台市の水源は約 7 割をダムの原水に依存していることから、水源保全に取り組む必要がございます。また、水質基準の遵守やお客様の声、貯水槽水道への関与、保安体制の充実の必要性、また、こうした水源から蛇口に至る水質管理・危機管理体制強化の必要性を第 2 回委員会でお示いたしました。

水道施設について、仙台市の水道施設は昭和 30 年代から 40 年代の拡張事業で集中的に整備してきました。今後更新のタイミングというの、ある一定程度重なってきますので、計画的な対応が必要となってきます。また、これまで富田浄水場の休止など行い、水需要に見合った施設規模になるよう努めてきましたが、今後は水道システムの再構築を視野に

入れた検討の必要性が生じてくるということをお示しいたしました。

災害対策について、例えば 10 年以内に 70% の確率で、宮城県沖地震が発生することが予測されています。仙台市水道局としましては、災害の中でも宮城県沖地震への対応というものを喫緊の課題として位置づけております。そのうえで、配水管整備や配水ブロックの再編成を進めることで水運用機能を強化し、水道施設の耐震化といった事前対策を進めていく必要性を述べております。さらに、復旧するまでの応急給水、それと応急復旧に向けた体制整備といった事後対策の必要性もお示しいたしました。

お客さまサービスについて、これまでコールセンターを開設するなど、お客さまの利便性の向上に一定程度資する施策を実施してきましたが、「お客さま満足度の向上」という観点から、今後も同様の施策を検討していく必要性をお示しいたしました。また、お客さまの関心度を踏まえた広報や、お客さまの声を局内で共有して施策に反映していくといった広聴の充実の必要性についてもお示しいたしました。さらに、お客さまとの協働、こういったものに基づく取り組みの必要性も述べさせていただきました。

環境について、先ごろ、2020 年までの我が国の温室効果ガスを 2005 年比で 15% 削減という中期目標が示されたところですが、国内はじめ世界規模で進む環境対策を踏まえまして、水道事業者としての地球環境問題への積極的な対応が必要です。また、仙台市水道事業の場合、地形の高低差を活かした自然流下により送配水を行っていますので、もともとエネルギー消費が比較的少ない水道システムですが、今後は新たに再生可能エネルギーの導入などを進めまして、さらなる環境負荷の低減活動に向けて取り組む必要性を述べております。

経営について、これまで、効率化などを進めてきましたが、今後も業務の外部委託、PFI といった新たな事業手法を活用しまして、さらなる事業運営の効率化や財務体質の強化を図る必要性をお示ししました。また、水需要の減少、一方で増加する施設の更新需要を念頭においた料金制度の検討の必要性も述べてきました。さらに、事業運営の根幹を担います職員の問題でございますが、人材育成や技術継承に加え、民間活力を有効活用していくことで将来にわたって運営が可能となる水道事業の基盤づくりも行っていかなければならないということをお示ししました。

最後に、新たな課題として、広域化・広域連携、それと国際貢献に向けた取り組みも、今後仙台市水道局では進めていかなければならないということをお示ししました。

(2 ページ)

以上の現状と課題を踏まえまして、今後 10 年間の事業運営の考え方を述べさせていただいているのが 2 ページ目でございます。

第 1 段落目については、これまで仙台市水道局では、重要なライフラインとしての役割を果たしてきたということをお示ししております。第 2 段落、第 3 段落において、水需要の減少などの現状と課題を踏まえまして、今までとは事業を取り巻く環境は変化してきていることを述べております。第 4 段落目では、事業環境の変化や経営環境の厳しさを踏まえま

して、これからの事業運営の考え方を示しております。安全で安心な水道水を安定的にお届けしていくこと、これを水道事業者としての根本的な使命であると私どもは考えております。これまで築き上げてきた水道事業を次の世代に引き継ぐ、そのためにはしっかりとした経営基盤を継続的に確立していく必要があることを述べております。目指すべき方向性としましては、杜の都の未来を支えていくという事業の安定性の追求が、ライフラインとしてのお客さまからの信頼獲得につながっていくと考えます。加えまして、東北の水道界を牽引していく気概や、新たに挑戦していく姿勢を事業運営に反映していきたいと考えています。これらをまとめたものが、下の箱囲みの中でございます、「杜の都の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業」を掲げております。

(3 ページ)

この基本理念に基づきまして、優先的・重点的に取り組んでいく具体の施策の方向性とその下に続く施策を体系化したものが3ページの図でございます。

施策の基本的方向性は6つございます。1点目が、水質に関するお話でございます。「安全・安心で良質な水道水の提供」として、浄水処理だけにとどまらない点を踏まえまして、水道水源の保全以下4つを掲げております。

2点目が、施設の話でございます。施設の更新は災害対策にも資するという観点から、副題として「災害にも強い水道施設の構築」を掲げております。今後の施設整備の礎となります水運用から始まりまして、水道システム全体の再構築までを含め5つの施策が続きます。

3点目がお客さまサービスの話でございます。お客さまの視点に立ってお客さまの満足度を向上させていくものです。この中には、お客さまとの相互理解による広報・広聴機能の充実、また、お客さまとの協働を掲げております。

4点目が環境に関する話でございます。仙台市は「杜の都」と呼ばれ、自然と都市機能が調和した街という観点から、私ども水道事業においても環境に関する施策を展開していく必要があります。

5点目が経営に関する話でございます。水道事業を今後とも営んでいくには、財政・経営基盤の強化が必要と考えます。これらに関する施策について、ここに3つを掲げております。

最後は「新たな視点に立った事業運営」に関する話です。これまで仙台市の水道事業の計画には盛り込んでこなかった広域化・広域連携の強化、国際貢献の推進を位置づけております。

この体系図にはございませんが、施策にさらに続く事柄として個別事業を設定しています。個別事業につきましては、局内で検討しております中期経営計画の中で掲げ、どういった事業をどういったスケジュールで実施していくかなどを掲載する予定でございます。

○太田委員長

石橋先生、進行ありがとうございます。これ以降は私の方で議事進行を引き受けさせていただきます。よろしくお願いいたします。

この検討委員会は全 6 回を予定しております。本日は 4 回目で、折り返しの地点にあります。本日も審議をいただいた内容は、次回の中間案につなげていくこととなりますことから、本日の議事は重要になります。ただいま事務局から第 1 番目の議事であります「基本理念と施策の体系について」ご説明をいただきましたので、委員の皆様から忌憚のないご意見、ご質疑をいただきたいと思っております。

○石橋副委員長

資料 1 の 1 ページ、環境に関する記述の一つ目、「地球環境問題」を「地球規模での環境問題」に修正することが望ましいと思っております。同じく資料 1 の 2 ページ、5 段落目の最後にある「ことです」を「引き継いでいかなければなりません」に修正することが望ましいと思っております。

○太田委員長

現状と課題をこの間 2 回にわけて進めてまいりましたので、それに基づく取りまとめということになるかと思いますが、今までの議論に戻っていただいて、何かこの機会にということがございましたら、意見等お願いします。

○小山委員

水道局の方針として、水道料金を現状維持するというお話がございましたが、その方針は基本理念の中には入らないのでしょうか。それとも、ほかに言及しているところがあれば、教えてください。

○事務局

実際に事業計画にもとづく収支計画を策定し、水道料金に係る原価を計算してみないと、改定の必要性や方向性について、明確に言いきれないところがございます。ただし、現段階の検討状況から、料金改定をできるような要素は少ない状況でございますので、経営の効率化を図りながら現行料金を維持していこうという方針で今はおります。

○小山委員

その点を、基本理念に盛り込んだ場合、将来方向性を変更する際に矛盾が生じてしまうので、明言できないということなのでしょうか。

○事務局

実際に災害対策などを実施しますと当然費用がかかりますので、料金水準に跳ね返ってまいります。その辺りの兼ね合いもあるので、委員の方々からのご意見、後々のパブリックコメントを通じたお客さまのご意見等を踏まえて、次期基本計画を策定していかなければならないと考えているところでございます。

○太田委員長

これまでの検討委員会で事務局から現行料金を維持していくという、強い決意が示されたことがありましたので、ご質問になったのだと思います。先ほども回答いただいたように、水道料金の改定は、どういう事業を今後進めていくのかという事業計画の内容に関わることで、今後の収支計画などを具体的に精査していただきながら、最終的には決めていかざるを得ないものと思います。小山委員からの質問は事務局側も、記憶にとどめていただきたいと思います。

○石橋副委員長

「施策の基本的方向性 2」の副題で、「災害にも強い水道施設」とありますが、地震を想定した事前・事後の対策だけでなく、大雨や渇水といったものも災害に位置付けられることを踏まえていただきたいと思います。

○太田委員長

ここでの議題ということ言えば、全体をトータルに見渡した理念や基本的な体系上の位置づけということになっておりますので、具体的に何をどうするという内容については、次の議事の中でご審議いただきたいと思います。その中で、改めてご議論をいただくということにさせていただければと思います。

②施策の基本的方向性と主な取り組みについて（資料 2）

○事務局

ここでは基本的方向性 1 から 6 につきまして、それぞれ分けて言及しております。

まず、1 ページ目でございますが、冒頭で水道局側の考えを示させていただいております。水道事業者の最も基本的な使命というのは、安全・安心な水道水を提供することであると、ともに、水道水の安全性や質に対するお客さまの意識も高まってきているということ認識しなければなりません。その上で、これまで以上に安全かつ良質な水道水をお届けすることを徹底しなければならないと考えます。具体的にはまず、「水道水源の保全」では、「杜の都の風土を守る土地利用調整条例」といった既存の制度を活用することや、水源保全は、水道事業者のみの取り組みだけでは限界がありますので、水源流域にかかわる国、宮城県、周辺の自治体など、多くの機関と連携して取り組んでいくということを述べております。続きまして、「浄水処理の充実・強化」のための施策を掲げております。1 点目は、水源ごとの水質特性に応じて、かび臭などの異臭味の原因となる物質を除去するための高度浄水処理施設を導入していきます。2 点目は、法令で定められた水質基準を遵守することを前提に、お客さまの声を踏まえ、仙台市水道局としての管理すべき項目とその目標値の設定を検討していきます。「蛇口における良好な水質の確保」について、マンション、ビルにある受水槽は、お客さまが管理することとなっています。これらの管理のあり方が蛇口における水質にも影響することから、特に貯水槽水道については、管理する方たちに対しまして、保健所などとも連携しながら、水質管理に関する指導や助言を行っていきます。2 点目は、

お客さまの財産となる給水装置についても、お客さまの方で適切に維持管理できるよう情報提供を行っていきます。3点目は、直結給水方式の推進で、第2回検討委員会でも触れましたが、衛生管理面における長所を広くお知らせし、新築建築物への直結給水方式の採用や既存建物への切りかえを促進していきたいと考えております。4点目は、水質に関する全体的な取り組みを述べております。「水質管理体制の充実」で、既に取得している水道 GLP の精度管理や水質検査機器の整備を粛々と実施し、その管理体制充実に取り組んでいきます。また、仙台市版の水安全計画の策定を検討していきます。水源から蛇口に至るまでの過程におけるあらゆる危険性に対応し、適切に水質を管理するための行動計画として位置づけます。さらに、「保安体制の充実」では、侵入者対策や有害物の投入防止対策を講じていきます。

基本的方向性2は、「安定・信頼の水道システムの確立」としております。水道はライフラインであり、平常時以外でも災害等の非常時においても、その役割を果たしていくことが求められます。そのことを実現するためには、常日ごろの施設の維持管理に努めるとともに、老朽化施設の更新、耐震化などに力を入れていく必要があると考えております。具体的には、「水運用機能の強化」が1点目として掲げられます。水運用機能強化のための施設整備として、配水経路の多系統化、水道水の相互融通を充実していくということや、第2回検討委員会でも示しました宮城県仙南・仙塩広域水道の単独配水区域が依然仙台市内にございますことから、そういった地域に仙台市の浄水場からも送水できるように施設を整備していくというものでございます。これら取り組みをより実効性のあるものにするために配水ブロックの再編成を粛々と進めていきたいと考えております。2点目の「施設の適正な維持管理と計画的な更新」として、施設実態をまず把握して、その情報の管理を充実させていこうというものでございます。水道施設の根っことなります導水施設の劣化状況を把握することを優先的に進めていく必要があると考えています。「維持管理の充実」として、維持管理を適切に進めていくことにより、施設の延命化にもつなげていきます。次からの4つが、施設の更新の話でございます。浄水場の設備やポンプ場、配水所、各種計器類を更新していくことに加えまして、配水幹線や塩化ビニル管といった管路の更新、道路下部に布設されている鉛製給水管について更新していきます。3点目に「施設の耐震化」を掲げております。主な取り組みとしましては、浄水施設については、まず浄水能力の大きい茂庭浄水場に係る水系にある施設の耐震化を優先的に進めていきたいと考えています。配水施設については、市内中心部にあり、老朽化が進んでいるものから優先的に耐震化を施していこうと考えています。先ほどの管路の更新にあわせまして、管路の耐震化というものも進めていきます。特にその中でも、災害時の拠点になる災害時医療病院までの管路を優先的に耐震化していこうと考えています。4点目に「応急給水・応急復旧体制の充実」として、市立の小中学校等で応急給水するための栓を整備していきます。加えて、主要な配水所に緊急遮断弁を設置しまして、配水池からの水道水の流出を防止することで2次災害の防止につなげていきたいと考えています。また、実際に応急復旧をしていく体制の充実として、

資機材や補修材を備蓄していきます。職員訓練の充実ですが、現在すでに、地震、風水害、テロ、新型インフルエンザを想定しました行動マニュアルが仙台市水道局にはございます。これらマニュアルに従った行動ができるようにするために、各種訓練を通じて災害時における対応力の向上を図っていきたいと考えています。さらに、多様な主体との連携による防災力の向上を図ります。仙台市が被災した場合の応援協定を発動することを想定し、札幌市水道局、その他日本水道協会宮城県支部などの機関と連携して取り組みたいと考えております。また、これまで応援協定を締結してきた事業組合との情報交換や合同訓練を実施することで、より実効性の高いものにしていきたいと考えています。5点目は、「水道システム再構築に向けた検討」でございます。システムの再構築を実際に行うためには、現在の施設機能を診断し、評価を行う必要があります。その過程で、最も経年化が進んでいる国見浄水場について、将来の更新を見据えた調査を行っていきます。こうした作業を通じまして、仙台市においてふさわしい水道システムの将来像を検討していきたいと考えております。

基本的方向性3は、「お客さまの視点に立った事業運営」でございます。水道事業は、お客さまの料金収入で成り立っている公営企業であることから、お客さまが何を求め、何に不安や不満を感じているか、こういったものを把握し事業に反映させていく「お客さまの満足度の向上」が必要になってくると私どもは考えております。1点目は、「お客さまの利便性の向上」でございます。お客さまにとってより使いやすい水道サービスを提供するという観点のもと、迅速かつ的確な対応が行える（仮称）修繕受付センターや、お客さまにご負担いただく水道料金の収納方法について、クレジットカードによる支払いなど多様化を図っていくということを検討していきます。2点目の「広報・広聴機能の充実」でございますが、お客さまの関心が高い水質や災害対策に関する広報、加えて公営企業としての説明責任の観点から経営状況や水道料金に関する広報を充実していきます。加えて、「お客さまの声を活かした水道づくりのための広聴」ですが、既存の媒体を通じて実施していくほか、第3回検討委員会でお示しました、お客さまの声の施策反映システムを有効に機能させていくという取り組みを行っていきたいと思います。3点目は、「お客さまとの協働による事業の推進」です。お客さまとともにダム湖畔周辺を清掃し水源保全活動に取り組むことに加え、環境関連の団体との実施について検討していきます。また、地震などの災害を想定した応急給水訓練などにおいても、お客さまとの訓練を実施していこうと考えております。

基本的方向性4は「環境に配慮した事業運営」でございますが、水道事業は、健全な水循環といった自然環境の恩恵の上に成り立っている事業であるといえます。「杜の都」を次の世代引き継ぐために、現在も進められています仙台市役所全体での環境負荷の低減活動に、水道局としても貢献していきたいと考えております。1点目は、「地球温暖化防止に向けた取り組みの推進」でございますが、水道施設の更新に合わせまして省エネルギー型の施設・設備に切りかえるとともに、再生可能エネルギーの導入を図っていくことを通じて、

環境負荷低減施策の推進を図っていきたいと考えています。2点目に、「資源の有効活用」でございます。浄水発生土、建設発生土を再利用して、リサイクルの観点からも環境に貢献していきたいと考えています。3点目に、「健全な水循環の形成に向けた貢献」でございますが、水道事業は健全な水循環の中で成り立っている事業であることを念頭に置いて、水道局で所有している青下水源涵養林の下刈り、間伐を実施していきます。また、計画的な漏水調査、老朽管の更新を進めることで、お客さままで水道水をお届けする過程での水道水のロスを減らし、有効率を向上していきたいと考えております。4点目に、「環境マネジメントシステムの推進」について、現在仙台市役所全体で進めている計画である「新・仙台市環境行動計画」に参画し、エネルギー使用の削減を図っておりますが、水道事業の自然環境への関わり、環境保全への取り組みなどを報告書として、作成し公表していきたいと考えております。

基本的方向性 5 は「経営基盤の強化」でございますが、水道事業は今後とも行政が責任を持って、安全で安心な水道水を安定的にお届けしていくという使命を果たしていく必要性を述べております。それを実現するためには、公営企業としての経営基盤を強化していくことや限られた経営資源を有効に活用していくことが求められると考えております。1点目は、「事業運営の効率化」でございますが、民間事業者の技術水準を見極め、それと同時に個々の業務の内容や規模に応じて、維持管理業務を中心に外部委託による効率化を進めたいと考えています。加えまして、PFI といった新たな事業手法を導入することで、効率的に事業を推進していきたいと考えています。このようにすることで、水道局が中心となりつつも外郭団体や民間事業者とのパートナーシップを構築し、地域全体で水道サービスを支えていく基盤づくりが進めていけると考えております。2点目は、「財政基盤の強化」でございますが、事業運営の効率化、企業債残高の圧縮を引き続き取り組んでまいります。その上で、更新需要が増加する水道施設の情報をデータベース化し、修繕などの基準づくりをアセットマネジメントという考え方に基づいて取り組んでいきたいと思います。そのようにすることにより、施設の一生涯にかかる費用を極小化し、さらには計画的な更新が可能となり、年度によって事業量にばらつきが生じないよう事業費の平準化が図れると考えます。加えて、「料金制度の見直し」について、水需要の減少や水利用の合理化、に加え、今後の更新・修繕への対応といった事業環境に適応した料金水準や体系のあり方について検討していきたいと考えています。3点目に、「人材育成・技術継承」がございしますが、これまで水道局では、水運用という分野においてシステム化を図るなど、人材育成や技術継承に向けた対応をとってきました。今後は、研修計画に基づきまして各種研修を計画的・効果的に実施するとともに、体験型の研修施設を整備することで、技術研修の充実を図っていきたいと考えております。

基本的方向性 6 は「新たな視点に立った事業運営」でございます。水道事業は、市町村経営の原則のもとで、これまで営まれてきました。東北地方、宮城県においても、人口減少や水需要の減少、施設の老朽化が進行しつつあり、地域の水道事業を支える経営基盤や

技術基盤の脆弱化が懸念されているといえます。こうした中で、水道事業者に共通する経営課題に有効に対応していくためには、今後広域的な視点での取り組みが求められているという考え方のもとで、次の事業を掲げております。「広域化・広域連携の強化」でございますが、1点目は、仙南・仙塩広域水道との連携強化です。これまで既に広域的な水道システムとして広域水道が確立されてきたことから、これを軸とした安定給水の確保や危機管理の観点から宮城県と技術分野における協力・連携体制を構築していきたいと考えております。また、近隣水道事業者との連携も強化していきます。まずは、近隣の水道事業者と共通の経営課題について対応を検討していきたいと考えております。加えまして、近隣水道事業者や民間事業者の方たちの技術力の向上に資するよう、私どもの施設であります職員研修所を活用していただく方法を検討していきたいと考えております。最後でございますが、「国際貢献の推進」について、大学や水道事業体相互の連携のもとで、研修員の受け入れに取り組み、研修参加国の水道技術の向上に寄与していきたいと考えております。

○太田委員長

基本的方向性ということで、6つを提示いただきましたが、ご意見あるいはご質問がございましたら、お願いします。

○小林委員

2 ページの「浄水処理の充実・強化」について、上から4行目で、「国で定める基準よりも高い水準での仙台市独自の水質管理項目と目標値を設定する」と書かれてありますが、「主な取り組み」のところでは「法令で定められた水質基準を前提に」と書いてあるので、最初の文言よりもトーンダウンした印象を受けました。

○事務局

最初に「独自の水質管理項目と目標値を設定する」と書いてございまして、その下に「水質基準を前提に」と書いてございます。水道法で定めているのは水質基準項目と水質管理目標設定項目というのがございまして、水質基準項目ですと、例えば pH ですと 5.8 から 8.6 という基準になっています。水質管理目標設定項目ですと、pH は 7.5 程度ということになります。つまり、水質管理目標設定項目というのは、よりおいしい水や質の高い水を目指す目標値として定められているものでございます。4行目の「管理項目と目標値を設定する」ということと主な取り組みにございます「水質基準を前提に」というのは、水質基準項目の中でもその範囲にある幅を水質管理目標設定項目の目標値に近づけていこうという趣旨で、このような文章表現になっております。

○小林委員

もう少し補足をお願いします。

○太田委員長

そうですね。「前提に」というのは、必ずしもそれにとどまるということではなくて、それを基礎としてという意味でとられてよろしいでしょうか。その際に、仙台市独自のものと法

令基準のものとの関係を、もう少しわかりやすく表現願います。

○事務局

簡単に申し上げますと、国で認められているもの、例えばこのくらいの範囲の水質なら水道水として良いと認められているとしますと、中でも非常に質の良い水、それに近づけるような水質管理目標を決めて、運用していきたいということでございます。

○太田委員長

要するに、水質基準項目と水質管理目標設定項目の二つがあるけれども、仙台市独自に定めるのは水質管理目標設定項目だということですね。もちろん法令で定められている水質基準項目は守らなければいけないので、水質基準項目を遵守することを前提としたうえで、水質管理目標設定項目で決めた目標値に近づけることを目指していくと理解しました。

○小林委員

是非とも、主な取り組みの中に、そのことが伝わるように書いていただくようお願いいたします。

○太田委員長

要望ですが、文言表現する際には、読む人がはっきりとわかるようにしていただくよう、ご考慮いただきたいと思います。

○小林委員

同じく 2 ページの「貯水槽水道の管理の充実に向けた取り組み」において書かれている、指導・助言には強制力はないのでしょうか。指導・助言ということは、相手方の任意によるものと理解しました。この点をもう少し積極的に改善していけないのでしょうか。

○事務局

貯水槽水道については、現在、市の衛生部局と仙台市水道とが連携しまして、貯水槽水道の設置者の方々に対し、管理の適正化を啓発しております。加えて、水道局では、実際に設置者のところに伺いまして、調査を行い、指導をしているところでございます。水道法では、槽の容量が 10 トンを超えるものについては、法令上の罰則も整備されております。5 トン以下のものは仙台市の要綱で、5 トンを超え 10 トン以下のものは宮城県の条例で規定がされてございます。仙台市の要綱は努力義務規定ということになってございますので、我々としましても、指導すべきところにつきましては、実際に現場に伺いまして、指導をさせていただいているという状況でございます。

○太田委員長

水道法が規制する規模の範囲や宮城県としての基準、それらに対する仙台市としての上乘せの取り組みというのはあるのでしょうか。

○事務局

先ほど申し上げましたように、仙台市では 5 トン以下の小規模な貯水槽水道施設について、要綱で指導をしておりますが罰則はございません。水道事業者が積極的により関与していかなければいけないということが、平成 13 年の水道法改正によって明記され、仙台市

の給水条例も、それに基づき改正し、設置者に対して指導や助言を行い、利用者に対しての情報提供も積極的にやっていく旨を、給水条例の中で規定してございます。

○太田委員長

取り扱いが複雑になっているようですが、表現を工夫していただくようお願いします。

○間庭委員

資料 1 の現状と課題と施策体系を、一体的な表にした方が流れがわかりやすくなると思います。どの現状と課題が、どの施策に結びついていくのかが明確になりますので、ご検討いただきたいと思います。

加えて、13 ページ「料金制度の見直し」がありますが、何を検討するかということについては記載されているのですが、検討の主たるテーマの方向性や扱い方が、少しわかりにくいと思います。水道料金には、水道を多く使う事業者などは受益者負担として、一般家庭の水道利用者とは別な体系がありますが、市民その他需用家がこの表現を見た場合、どちらにとって良い方向に向かって検討がなされるのかがわかりにくいので、検討するテーマと方向性は触れていただければと思います。

質問ですが、同じく 13 ページの下の「職員研修等の充実」が掲げられています。例えば、7 ページにある「多様な主体との連携による防災力の向上」とありますが、多様な主体との連携による研修の充実を図れる可能性は現実的にあるのでしょうか。

○太田委員長

再確認させていただきますと、資料 1 について、現状と課題から施策体系が導き出されて、さらにそれに基づいて基本的な方向性の説明に流れていくというような構成の方が、非常にわかりやすいのではないかというご意見でございました。2 点目は、先ほど小山委員からもございましたが、13 ページの料金制度の見直しというところで、もう少し見直しの内容についてテーマや方向性がわかるように、具体性をもっと示していく必要があるのではないかというご指摘でございます。3 点目は、7 ページの多様な主体との連携の中に、人材育成にかかわる事柄が関連づけられていく必要はないのかということでもございました。今のご指摘、ご意見を踏まえて、何かコメントできることがあれば、お願いいたします。

○事務局

1 点目の基本理念と施策の体系についてのご提案でございますが、ご指摘のとおりとした方がわかりやすいと思いますので、検討したいと思います。2 点目の 13 ページの「料金制度の見直し」についてでございますが、この点につきましては、委員ご指摘のように、過去の経過も含めて書くよう検討したいと思います。最後に、13 ページの「職員研修等の充実」は「経営基盤の強化」という観点からの取り組み内容でございます。

○事務局

多様な主体との連携による研修というご指摘ですが、7 ページに、これは防災力の向上という観点から訓練のことが書かれています。訓練と研修というのを、ほとんど同じものと位置付けた場合、13 ページにございます体験型研修という意味では、仙台市水道局職員が

札幌市まで出向くときには、フェリーに乗って、給水車をフェリーで運んで訓練に行く取り組みを行っています。札幌市からも同じようにしていらしています。先ほどご指摘されましたような、多様な主体と連携をとりながらの研修は、現実には少しずつ進んでいると考えます。

○間庭委員

表現の指摘ではございませんでしたので、内容がそうであれば、それで了解しました。

○太田委員長

間庭委員のご指摘の中で、特に資料 1 の流れをわかりやすくするために、工夫をしていただくようお願いします。

○石橋副委員長

資料 1 について、現状と課題が 8 つに分かれ、基本的方向性は 6 つの柱になっており、それらをどのように結びつけるか難しいところですが、このままでは読んだ時に戸惑ってしまいます。また、1 ページにおいて、現状と課題を羅列するのではなくて、数行でも文言をつけていただけると読みやすくわかりやすくなるのではと思いました。

○小林委員

5 ページの「管路の更新」にある、「老朽管や塩化ビニル管などを、耐震性に優れた」という表現について、どういう管を使うかというのは決まっていないのでしょうか。

○事務局

決まっております。既に今使用しているのが、ダクタイル鋳鉄管で、NS 継手という、地震のときにも抜け落ちないような継手を使った鋳鉄管に入れかえております。

○小林委員

具体的に書いていただいた方が、市民はわかりやすく安心してできるものと思います。

○事務局

わかりました。わかりやすい表現に変えたいと思います。

○小林委員

6 ページにも同じ表現がありますので、是非ともお願いします。

③基本計画の推進体制について（資料 3）

○太田委員長

今まで現状と課題、基本理念や施策体系、それに基づく具体的な方向性と内容ということでご審議いただきました。ではこれを一体どのように進めていくのかということですが、それが基本計画の推進体制になるかと思っています。それでは、事務局の方からご説明いただきたいと思っています。

○事務局

これまでご説明をしてまいりました計画案の内容、これをいかに実現していくか、実行していくか、その計画の推進体制をいかにしっかり構築していくか、これが重要であると

考えます。計画を「絵に描いた餅」で終わらせることのないよう、いわゆる PDCA サイクルといったマネジメントサイクルによる進捗管理等の仕組みを次の基本計画の中に組み込んでいく必要があると考えております。現時点で事務局が考えているイメージについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

(1 ページ)

1 ページの 2 ですが、現行計画でも、現在、似た取り組みを既にやっております。現行の中期経営計画、これは 5 カ年の経営計画ですが、基本的には計画全体の達成度評価、これは主要な経営指標 19 項目、例えば管路の耐震化率や経常収支比率といった一連の主要な経営指標を目標設定いたしまして、達成度を毎年度評価しております。さらに、個別事業でございますが、105 事業ございます。これら個別事業ごとにも毎年度の目標値を設定して、進捗管理を行っているところでございます。続いて、(2)の全庁的な計画の推進体制、進捗管理の体制を、水道局のトップであります水道事業管理者を座長に置いた「基本計画推進会議」と分野別の専門委員会を組織いたしまして、現在、始めて 3 年ぐらいでございますが、試行錯誤しながら取り組んでいるところでございます。

(2 ページ)

次期計画期間に取り組む内容ですが、下にございますイメージ図をご覧ください。この委員会でご議論いただいておりますのは図の上の方の「仙台市水道事業基本計画」、これは 10 カ年の今後の水道事業の基本的な方向性を示す水道分野の最上位の基本方針でございます。具体的には、この基本計画の中に、本日お示しいたしました施策の方向性が 6 つございます、この 6 つの柱ごとに、基本理念を実現していくための施策目標、これを数値化できるものは数値化し、10 年後に到達すべき目標を設定します。具体的には、先ほど申し上げました管路の耐震化率や、環境問題の分野におきましては、例えば水道事業における二酸化炭素の総排出量の削減目標などを具体的な指標として設定していきたいと考えております。この点につきましては、次回の中間案でお示しする予定で考えております。こういった 10 カ年の基本的な方向性と施策の目標、これをいかに実現していくか。前半 5 年と後半 5 年の具体的な行動計画としての中期経営計画を、現在局内で検討しております。個別の事業単位の目標設定や年次計画を明確にし、事業計画の財源となる財政収支計画も作り込みまして、裏づけのある実行計画にしていきたいと考えております。5 カ年の個々の事業単位での進捗状況を毎年度の予算・決算のタイミングで更新するとともに、5 カ年の計画が目標どおり進捗しているか、課題はないか、見直すべき点はないか、こういった点を常にモニタリングしていくという仕組みを考えています。2 ページの(2)①から⑤、これが要するに Plan、Do、Check、Action の PDCA サイクルの流れとなりますが、中でも特に重要なのは Check から Action にかけての評価だと考えます。評価をどのようにしていくかということでございますが、現行計画でも取り組んでいる PDCA サイクルの反省点を踏まえて、今後評価の手法を検討していこうと考えております。(3)の公表も重要な要素として考えております。常に計画の進捗状況、達成度を毎年度の予算・決算のタイミングで、

広報紙及び水道局のホームページでお客さまへお知らせし、あるいは、お客さまの声を随時集約して施策へ反映していくシステム、こういったものも今後充実させていきたいと考えております。

○太田委員長

今、ご説明がありましたように、どんな立派な計画でありましても、それが「絵に描いた餅」になってしまっただけでは意味がないわけでごさいます、実効性というものと、市民のチェックに基づく事業の監視、あるいは検証というものを踏まえた推進というものが極めて重要だということだと思えます。まずは委員の皆様から、ご質問等お願いします。

○石橋副委員長

事業の評価手法を、今後検討していくというご説明でしたが、評価というのは、自ら評価するのではなく、外部評価というものが通念になっていると思えます。外部による評価という点を念頭に入れながら、評価手法を考えていただければと思えます。

○太田委員長

大変重要なご指摘だと思いますが、事務局の方では、その辺のご用意というか計画はございますか。

○事務局

実際に水道局が受けている外部評価といたしましては、数年毎に外部監査という形で、事業の評価をしていただいております。環境分野についても、毎年、外部監査が入っております。現在の取り組みを通じ、事業の透明性はある程度確保されていると考えておりますが、次期基本計画の取り組みにおいては、さらに透明性を図るにはどのようにしたら良いかというような観点で、他都市の取り組みなど勉強しているところでございます。

○太田委員長

そうしますと、外部による評価手法について、今回の基本計画の中に反映することは可能なのでしょうか。それとも、検討中というような扱いになるのでしょうか。

○事務局

間に合わないときは反映は困難ですが、可能であれば反映したい。反映できなくても、まとも次第、実施するという形になろうかと思えます。

○石橋副委員長

可能であれば、図の中に外部評価の表現が入ると好ましいと思えます。

○太田委員長

できるだけ間に合えば入れるというお話でございますので、最終的な取りまとめの段階で、またご議論いただくということにさせていただきたいと思えます。

○小山委員

資料 1 の 2 ページ目の「杜の都の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業」という基本理念なのですが、ここでいう「安定」というのは、この文章を読んでいくと、水

水道の安定供給なのか、それとも経営基盤の安定なのか、そのどちらを強調なさっているのか、ここを読んだだけではよくわからないので教えてください。

○事務局

基本的には、水道事業の安定ということです。まず、事業運営を安定させるということで安定給水が可能になりますので、実質的には同じことになります。

○小山委員

通常、基本理念といった場合、「安心」や「信頼」という言葉をよく聞きますので、前文が前提となって、「杜の都の未来を支え続ける、安定と信頼の仙台市水道事業」につながるということがわかりました。

○太田委員長

おっしゃるように、キャッチフレーズとしてはそうですね、信頼というと、安心というのが一般的に多用されると思いますが、事務局のご説明ですと、小山委員がおっしゃっていた、要するに安定供給、それから安全な水質管理といったようなことも含めた、事業の安定性というものと経営の安定性というものが一体となっているのだと。限定的ではないという、理解でよろしいかと思えます。

○間庭委員

事務局よりご提示いただいた、推進体制や施策は、今後具体化していくわけなので、基本計画を策定した段階で、計画を実現する意思を、こういった体制でもってやっていくということをお示しいただいているので、資料 3 の内容で十分ではないかと思えます。今後のいろいろな期待はありますけれども、基本計画 10 カ年の推進体制という位置づけのもとでの表現は、ご提示いただいた案で十分だと思えます。

○小林委員

資料 2 の 8 ページに、「(仮称) 水道修繕受付センターの設置」とありますが、具体的にいつごろ設置されるか決まっているのでしょうか。

○事務局

まだ決まってございません。ただし、5 年も 10 年も先にやろうということではなくて、できるだけ早いうちにこの(仮称)水道修繕受付センター修繕センターというのは立ち上げたいと考えております。

○小林委員

期待しています。

○太田委員長

本日ご説明いただいた推進体制について、確認させていただきます。あくまでご提示いただいた基本的な考え方、あるいは枠組み、仕組みでやっていきたいということで、具体的な内容としての例えば評価の仕方や方法、目標の設定はこれから詰めていくということ。本日は方向性と枠組みだけをご説明いただいたと、理解してよろしいのでしょうか。先ほどの小林委員のご質問の中でも、新しい取り組みとして、(仮称)水道修繕受付センターの

設置のように、実施時期が確定していない事業もございます。実際の進捗管理をやっていくときに、どういう事業をいつごろまでにというものがある程度目途がつかないと、なかなかチェックのしようがないということにもつながってまいりますから、まだ現段階においては流動的な部分を残しているというようなことで理解をさせていただきたいと思えます。実際には財政的な裏づけや現在の事業の執行の結果としての決算的な結果判断ということもありますし、そういうことの中で、実は個々の事業を大きくとらえると6つなのですが、その中の個別事業というのが、場合によってはこちらを立てればあちらが立たずというような、トレード・オフの関係にあるといえます。特にお金のかかる分野は、限られた事業の予算の枠内で効率的・効果的に進めていかなければいけないということですから、どうしても経営基盤あるいは財政基盤というものを念頭に置きつつ、事業の優先順位や取り扱いを判断せざるを得ない場合が生じてくるかと思えます。ですから、その辺の具体的な取り扱いについて、本日はまだ示されておりませんので、本日は大枠的なご説明と提起ということで受けとめさせていただければと思えます。

(3) 今後の検討スケジュールについて (資料4)

○事務局

今後のスケジュールでございますが、本日第4回の委員会でございます。本日いただいたご意見やこれまでの委員会でのご議論を含めまして局内で検討を続けまして、今のところ8月28日の金曜日午後の時間帯で第5回開催を予定しております。次回の検討委員会は、中間案をご提示したいと思えます。その後のスケジュールでございますが、今のところ、中間案についてご議論いただいた後、必要な修正を加えまして、私どもの市議会にも中間案ということで報告いたします。そして、10月ぐらいに市民の方にパブリックコメントを実施し、反映できる意見は反映して、11月に最終案を第6回の委員会にご提示したいと思えます。

(4) 閉 会

以上